

業務職給料表の改正について（骨子）

「技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直し」における任用上の改正案を踏まえ、職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、以下のとおり改正を行う。

1 新たな給料表等

(1) 新たな給料表の基本的な考え方

現行職種の整理・統合により設定される新たな職種に適用する業務職給料表について、技能主任職・統括技能長職昇任選考の見直し等による影響が見込まれることから、現行の業務職給料表の作成に当たり設定している、行政職給料表（一）との対応関係を改めることとする。

また、新たな給料表の作成に当たっては、人材確保の観点や、世代間の給与配分の適正化等の観点から、本年の較差改定後の業務職給料表の水準を基本とし必要に応じた調整を行うこととする。

(2) 新たな給料表への切替方法等

① 切替方法

切替日の前日に受けていた級及び号給の給料月額の同額又は直近上位の額となる切替日において任用される職に応じた職務の級の該当号給に切り替える。

② 切替号給の調整

切替日前後での給料月額の逆転を防止するため、必要な調整を行う。

③ 保障額の取扱い

切替日における給料月額が保障額に達しない場合には、保障額を給料として支給することとし、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当等の算定基礎とする。

2 転職時対応額

新たな給料表の設定に伴い、本年の較差改定に伴う改定後の転職時対応額を基準として、従来の方法を踏まえた改定を行う。

3 実施時期

令和8年4月1日